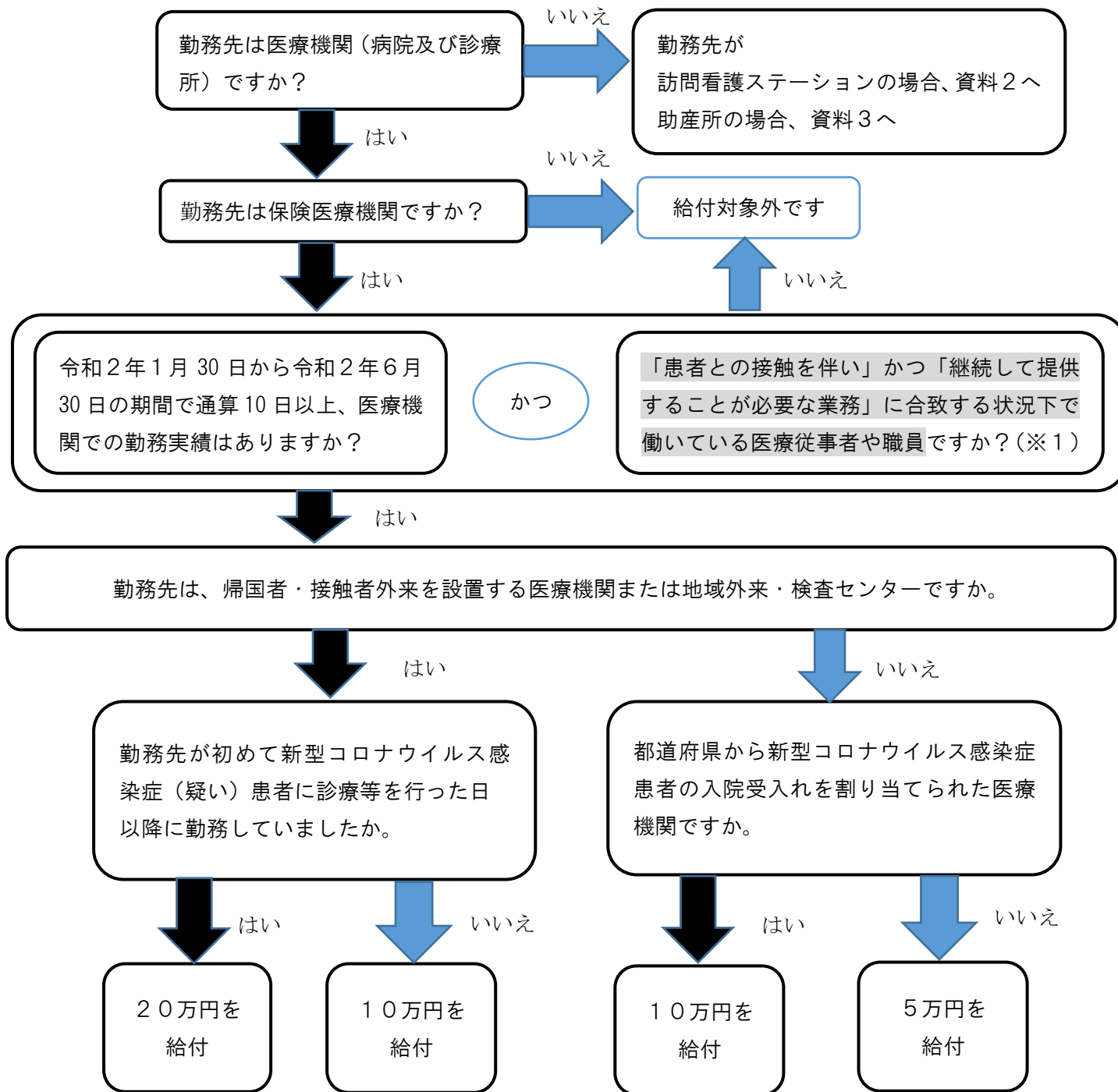


【資料1】

【三重県版】

〈新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金交付事業 対象者フロー（医療機関版）〉



（※1）「患者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている医療従事者や職員について、新型コロナウイルス感染症患者以外の患者であっても、患者と接する業務に従事する医療従事者や職員であれば、慰労金の対象となります。

〈対象となる場合の例〉

- ・ 病棟や外来等の診療部門で患者の診療に従事する職員
- ・ 受付、会計等の窓口対応を行う職員
- ・ 診療に直接携わらなくても、医療機関内の様々な部門で患者に何らかの対応を行う職員

〈対象とならない場合の例〉

- ・ 対象期間中にテレワークのみにより勤務していた職員
- ・ 医療を提供する施設とは区分された場所で勤務していた職員